

岩倉市電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じることにより締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電磁的記録 電子署名法第2条第1項に規定する電磁的記録をいう。
- (4) 電子契約書 契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じることにより作成する契約書をいう。
- (5) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (6) 電子契約サービス サービス提供事業者が岩倉市及び契約の相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (7) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (8) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (9) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 市長又はその委任を受けて契約の締結をする者が締結する契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- (1) 法令等の定めにより、書面によるとされている契約
- (2) 契約の相手方の希望により、書面により行う契約
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約サービス運用管理者等)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、会計管財課長とする。

3 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 電子契約サービスの維持及び管理に関すること。

(2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的かつ適正に運用すること。

(3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項（アカウント等）

第5条 アカウントは、運用管理者が設定し、各所属に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、各所属長が適正に行う。

4 パスワードの設定及び変更は、各所属長が行うとともに、パスワードを他者に知られないように厳重に管理する。

(電子契約によることの意味確認)

第6条 市長は、契約の相手方からの電子契約利用申出書（別記様式）の提出により、当該契約の相手方に電子契約による契約締結の意思があることを確認するものとする。

(契約の締結)

第7条 岩倉市及び契約の相手方の電子契約書の確認及び同意により、電子契約サービスによるタイムスタンプを確定させるものとする。なお、原則として、岩倉市の担当者、契約の相手方の承認者の順に手続を実施する。

2 前項のタイムスタンプの日にかかわらず、電子契約書に記載した契約日を契約締結日とする。

(電子契約書の保存)

第8条 電子契約書は、サービス提供事業者が提供するクラウド上に保存するものとする。

(変更契約等)

第9条 締結した契約に変更又は解除の必要が生じた場合は、変更前の契約が書面による契約、電子契約の別にかかわらず、変更契約又は契約解除について電子契約によることができる。この場合において、変更又は

解除前の契約が電子契約の場合にあつては、当該変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所
氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電子契約利用申出書

下記案件に係る契約については、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の承認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

記

1 案件名（工事名、業務名等）

--

2 契約内容の承認者及びメールアドレス

【承認者】 ※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス			
氏名		役職	

※フリーメールアドレスはお控えください。

※利用するメールアドレスについては、外部からのメール<クラウドサイン：

support@cloudsign.jp >を受信できるよう設定をお願いします。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電子的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子契約書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法